

JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針－ 情報通信における機器，ソフトウェア及び サービス－第2部：パーソナルコンピュータ

JIS X 8341-2 : 2014

(ISO/IEC 29136 : 2012)

(JEITA/JSA)

平成 26 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	同志社大学
	竹 下 眞 仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	松 井 俊 弘	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	一般財団法人日本規格協会
	山 寺 智	日本銀行金融研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.5.20 改正：平成 26.11.20

官 報 公 示：平成 26.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 適合性	3
4.1 要求事項の適用	3
4.2 推奨事項の適用	3
4.3 製品の評価	3
5 一般的要求事項	4
5.1 ICT に関連する要求事項	4
5.2 ソフトウェアに関連する要求事項	4
5.3 支援技術との相互運用性に関連する要求事項	4
5.4 誤操作の回避及び簡単な操作の支援	4
5.5 ハードウェアを支援する機能	4
5.6 読みやすいラベルの使用	5
5.7 接続	6
5.8 バイオメトリックスによるユーザ認証の代替	7
5.9 利用者の快適性	7
6 入力に対する要求事項	8
6.1 操作部	8
6.2 キーボード	9
6.3 タッチスクリーン	10
7 出力に対する要求事項	11
7.1 視覚情報	11
7.2 音声情報（聴覚情報）	11
8 データ記憶装置及び着脱可能なドライブの要求事項	12
8.1 媒体の挿入及び取出し並びにドライブの交換	12
8.2 媒体挿入の通知	13
9 利用者支援のための要求事項	13
9.1 製品情報	13
9.2 流通経路への情報開示	14
9.3 顧客支援	14
9.4 保守情報	14
附属書 A（参考）適用可能性及び適合性を評価するためのチェックリストの例	16
参考文献	27
解 説	28

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS X 8341-2:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 8341 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS X 8341-1** 第 1 部：共通指針
- JIS X 8341-2** 第 2 部：パーソナルコンピュータ
- JIS X 8341-3** 第 3 部：ウェブコンテンツ
- JIS X 8341-4** 第 4 部：電気通信機器
- JIS X 8341-5** 第 5 部：事務機器
- JIS X 8341-6** 第 6 部：対話ソフトウェア
- JIS X 8341-7** 第 7 部：アクセシビリティ設定

高齢者・障害者等配慮設計指針—
情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス—
第2部：パーソナルコンピュータ

Guidelines for older persons and persons with disabilities—
Information and communications equipment, software and services—
Part 2: Personal computer hardware

序文

この規格は、2012年に第1版として発行されたISO/IEC 29136を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格は、次のように用いる。

- a) パーソナルコンピュータ（以下、パソコンという。）の企画、開発、設計及び流通を行う際に、高齢者及び障害のある人々のアクセシビリティを向上させるための基準とすることができる。
- b) 必要なアクセシビリティが、パソコンのデフォルト設定によって提供されない場合、そのアクセシビリティは、追加のソフトウェア、オプションの装置及び／又は支援技術の組合せで製品を用いることによって得られる場合がある。

この規格は、次に示す規格などのハードウェアに関連した規定を詳しく説明している。

- JIS X 8341-1:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス—第1部：共通指針
- JIS Z 8071:2003 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針
- ISO/IEC TR 29138-1, Information technology—Accessibility considerations for people with disabilities—Part 1: User needs summary

1 適用範囲

この規格は、パソコンのハードウェアの企画、開発、設計及び流通を行う際のアクセシビリティに対する要求事項及び推奨事項について規定する。

この規格の要求事項及び推奨事項の一部は、ソフトウェアのサポートを必要とする。

この規格は、支援技術の動作又は要求事項を含まないが、一体となって対話型システムを構成する支援技術との接続性について取り扱う。

この規格には、ソフトウェアだけに焦点を当てた要求事項及び推奨事項は含めていない。

注記1 ソフトウェアのアクセシビリティの要求事項及び推奨事項は、JIS X 8341-6に規定がある。

注記2 上位レベルである情報通信技術（ICT）に対するアクセシビリティの要求事項及び推奨事項は、JIS X 8341-1に規定がある。